

鳥取県告示第 355 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり湖山町瀬土地改良区から
役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

理 事	田 中 益 夫	変更前	鳥取市湖山町南一丁目 239
		変更後	鳥取市湖山町南二丁目 680